

県庁舎ほか 14 地区合同庁舎等オイル地下タンク貯蔵所清掃及び定期点検業務仕様書

1 本仕様書は、県庁舎ほかのオイル地下タンク貯蔵所の清掃及び定期点検に適用する。

2 清掃・点検を実施する事業場名称及び所在地は次のとおり。

名 称	所 在 地	地下タンク 容 量(ℓ)	数量 (基)	種 類
県庁舎	盛岡市内丸 1 0－1	20,000	2	A 重油
花巻地区合同庁舎	花巻市花城町 1－4 1	10,000	1	A 重油
北上地区合同庁舎	北上市芳町 2－8	9,500	1	A 重油
奥州地区合同庁舎	奥州市水沢大手町 1－2	15,000	1	A 重油
〃 分庁舎	奥州市水沢大手町 5－5	5,000	1	A 重油
一関地区合同庁舎	一関市竹山町 7－5	10,000	1	A 重油
〃 千厩分庁舎	一関市千厩町千厩字北方 8 5－2	5,000	1	A 重油
大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田 6－1	20,000	1	A 重油
遠野地区合同庁舎	遠野市六日町 1－2 2	15,000	1	A 重油
釜石地区合同庁舎	釜石市新町 6－5 0	6,000	1	A 重油
宮古地区合同庁舎	宮古市五月町 1－2 0	15,000	1	A 重油
岩泉地区合同庁舎	岩泉町岩泉字松橋 2 4－3	5,000	1	A 重油
久慈地区合同庁舎	久慈市八日町 1－1	12,000	2	灯油
二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡 6－3	20,000	1	灯油
知事公館	盛岡市東中野町 2 6－3 0	1,993	1	灯油

3 点検の実施に当たっては、「消防法」、「危険物の規制に関する政令」、「同規則」、これに基づく告示及び「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（令和元年 8 月 27 日付け消防危第 120 号）等に基づくものとする。

4 清掃作業は、次により実施するものとする。

- (1) 貯蔵タンク及び配管内の危険物を完全に除去すること。なお、抜き取った危険物はタンクローリー車に入れて一時的に保管し、作業終了後にタンク内に戻すこと。
- (2) 貯蔵タンク及びサービスタンク内において、タンク壁面及び底部の汚れは洗浄油で洗浄の上、全面にわたってウェス等で拭き取り清掃すること。
- (3) 貯蔵タンク・サービスタンク・オイルバーナ間のパイプラインは、給油及び返油の残油を拭き取り清掃すること。
- (4) 清掃作業は、必要に応じて、配管等の継手類を一時的に取り外して行うこと。ただし、作業終了後直ちに原型に復旧すること。
- (5) タンク内部に入る場合には、ガスへの引火及び酸欠等に十分注意するものとし、使用する

機器は引火を防止するタイプとすること。

(6) タンク周囲を油等で汚した場合には、ウェス等で拭き取り清掃すること。

5 定期点検作業は、次により実施するものとする。

(1) 点検作業は、清掃作業終了後直ちに実施すること。

(2) 点検項目、点検内容及び点検方法は、次により実施するものとする。

① 地下タンク本体

タンク内の油を完全に除去し、ガス加圧法により漏れの有無を点検する。

② 地下埋設配管

配管内の油を完全に除去し、ガス加圧法により漏れの有無を点検する。

③ その他点検項目、点検内容及び点検方法については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月28日付け消防危第48号（平成21年2月27日付け消防危第34号により一部改正））に示されている記録表及び点検表に準拠するものとする。

④ ①及び②の点検において、二重殻タンクの外殻（検知層）にあつては減圧法も可とする。

(3) 漏洩があつた場合には漏洩箇所を特定し、直ちに庁舎管理所管の担当者及び管財課担当者（以下「担当者」という。）に報告すること。

6 作業開始時及び終了時には、その旨を担当者に申し出ること。

7 清掃・点検の実施に伴い交換が当然必要となるパッキン及びシール類の部品は、本役務の契約金額に含まれるものとする。

8 清掃・点検で取り除かれた廃油・スラッジについては、産業廃棄物として指定する処分場へ直接運搬すること。ただし積替保管施設を有している場合にあつては、積替保管を可とするが、法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行うものとする。なお、産業廃棄物の運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3に規定する産業廃棄物管理票に従って行なうこと。

9 作業計画書

受注者は予め庁舎担当者等と作業の日時、工程、手順等の打合せを行った上、作業実施前に管財課及び庁舎担当者に提出すること。なお、作業計画書には次の内容を記載するものとする。

① 業務概要

② 実施工程表（作業時間等）

③ 実施体制及び組織表

④ 安全管理

⑤ 使用機械器具等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）

⑥ 作業内容及び手順

⑦ 業務管理（作業完了確認、品質確認、写真撮影要領等）

⑧ 緊急時の連絡体制及び対応手順

⑨ 交通管理（敷地内走行速度、過積載防止、車両点検、道路交通法の遵守等）

⑩ 環境対策（騒音、振動、ゴミ、ほこり等の対策等）

⑪ 産業廃棄物処理（産業廃棄物の運搬、処分方法等）

- ⑫ 作業員名簿
- ⑬ 証明書及び各資格証の写し
 - ・危険物取扱者免状（甲種、乙種第4類、丙種の内いずれか）の表・裏
（なお、消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習を受講していること）
 - ・財団法人全国危険物安全協会が行っている地下タンク等定期点検実施制度による技術者講習修了証の表・裏

10 業務報告書及び提出書類等

- （1）契約締結後速やかに、作業責任者選任通知書、実施体制図を提出すること。
- （2）作業責任者について
 - ① 作業責任者は、契約書第3条の定めによる他、事業場毎の作業担当者に目的、作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。
 - ② 作業責任者は、作業担当者を兼ねることができる。
- （3）作業結果については、随時、作業日報等により書面で報告すること。
- （4）役務の終了後、所定の様式による点検結果報告書を2部作成し、次のとおり提出すること。
 - ① 県庁舎は、2部（正・副）とも管財課に提出すること。
 - ② 県庁舎以外は、1部（副）を庁舎等管理者に、1部（正）を管財課に提出すること。
- （5）次のものについては、所定の様式によらず作成して点検結果報告書と共に提出するものとする。
 - ① タンク清掃前後の状況写真
 - ② 漏洩試験実施状況を示す写真
 - ③ 産業廃棄物の積み状況及び下ろし状況写真
 - ④ 漏洩箇所・破損箇所等の状況を示す図面及び写真